

証券コード 9258

(発送日) 2025年12月4日

(電子提供措置開始日) 2025年11月28日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目13番23号

株 式 会 社 C S - C

代表取締役社長 梶 原 健

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://s-cs-c.com/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「CS-C」又は「コード」に当社証券コード「9258」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月18日（木曜日）午後6時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていたとき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番19号

住友不動産東京三田ガーデンタワー 3階

ベルサール三田ガーデン ROOM 2

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次にあげる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載しています連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後6時15分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後6時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「贅」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「贅」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

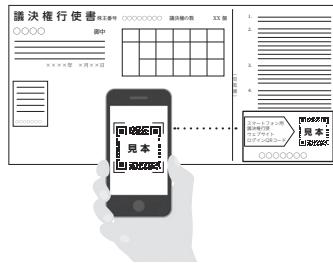
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

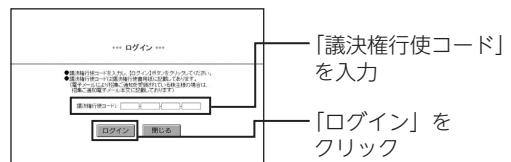
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

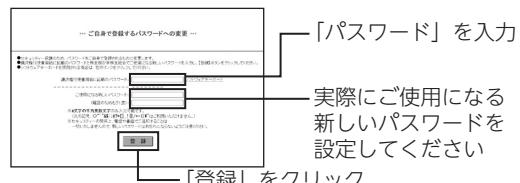
- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2024年10月1日から)
2025年9月30日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度より、2024年8月に設立した株式会社C S – R の重要性が増したため、同社及びその子会社（当社の孫会社）である株式会社プレディアを連結の範囲に含めております。これに伴い、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や大阪・関西万博の開催を背景に、消費動向が緩やかな回復基調で推移しました。また、インバウンド需要の拡大も寄与し、訪日外客数は2025年9月単月で前年同月比13.7%増と、9月として過去最高を更新しました。年間累計でも過去最速で3,000万人を突破するなど、円安や訪日旅行ニーズの高まりを受けて、インバウンド需要の回復が経済全体の活性化を支えています。

一方、物価上昇や米国の通商政策、不安定な国際情勢、為替変動などの影響により、依然として先行き不透明な経営環境が続いています。特に、当社グループの主要顧客が属するローカルビジネス(*1)業界においては、慢性的な人手不足に伴う人件費負担の増大に加え、米をはじめとする食材・物流・光熱費の上昇が収益を圧迫しています。

このような経済環境のもと、ローカルビジネス業界では、インバウンド需要の取り込み強化や、収益改善に向けた業務効率化・デジタル活用の重要性が一層高まっています。当社グループは、これらの状況を踏まえ、SaaS型マーケティングツール、コンサルティング、業務BPO(*2)などを組み合わせ、ローカルビジネスのマーケティング分野におけるDX(*3)推進を多面的に支援することで、課題解決に貢献しています。

さらに、当社グループはDX支援にとどまらず、連結子会社である株式会社C S – R を通じて自らローカルビジネス（飲食店）を運営することで、実践的知見の深化に努め、グループ全体の事業基盤強化にも注力しています。2025年4月には、株式会社C S – R がラーメン店を中心とした株式会社プレディアの全株式を取得し、完全子会社化しました。株式会社プレディアは長年の運営実績と好立地を強みに高収益体制を構築しており、当社グループのマーケティングノウハウと融合することで、さらなる成長が期待されます。

今後も、財務基盤の強化を図りつつ事業拡大を推進し、ローカルビジネスの可能性を最大化するとともに、国内外における産業発展を促進し、世界に誇れる産業モデルの確立と企業価値の持続的向上を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,178,971千円、営業損失76,175千円、経常損失72,473千円、親会社株主に帰属する当期純損失102,199千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

また、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「ローカルビジネスDX」、「リアル店舗」、「その他」の3区分に変更しております。

事業セグメントの状況は以下のとおりです。

(ローカルビジネスDX)

当該セグメントでは、SaaS型マーケティングツール「C-mo（シーモ）」、コンサルティングとBPOを組み合わせた「C-mo Pro（シーモプロ）」、広告運用、SNS支援など、クライアント企業のマーケティング領域におけるDX推進及び業績向上に資するサービスを展開しています。

当連結会計年度においては、主に飲食・美容・宿泊業界向けにサービスを提供し、既存顧客の継続利用・アップセルに加え、地域金融機関やパートナー企業との連携による新規顧客の獲得にも注力いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は2,732,463千円、セグメント利益は49,765千円となりました。また、2025年9月末時点のストック売上高は2,012,259千円となりました。

(リアル店舗)

当該セグメントでは、ローカルビジネスDX事業で培ったマーケティングや多店舗展開のノウハウを活かし、当社グループ自らがローカルビジネス（飲食店）を運営しています。

当連結会計年度においては、株式会社プレディアの株式取得により運営店舗を拡充するとともに、新規出店として2025年7月に新店「かわさ鬼」をオープンし、収益基盤の強化を図りました。

この結果、当セグメントの売上高は281,148千円、セグメント損失は80,363千円となりました。

(その他)

当該セグメントには、メディア事業（インバウンド客向け飲食店・食体験予約サービス「JAPAN FOOD GUIDE」の運営）や、飲食店向けサブリース事業、代理店手数料などが含まれています。

当連結会計年度においては、「JAPAN FOOD GUIDE」の継続的なバージョンアップや、積極的な営業活動により掲載店舗数を伸ばす一方、認知向上を目的とした広告宣伝に係る費用の増加がありました。

この結果、当セグメントの売上高は165,432千円、セグメント損失は45,576千円となりました。

用語解説

(*1)ローカルビジネス

飲食店、美容・治療院、旅館・ホテルなど、地域に根差した店舗ビジネスの総称。

(*2)BPO

Business Process Outsourcing（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の略。

自社の業務を外部に委託すること

(*3)DX

Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は116,420千円であり、ソフトウェアの開発費は79,043千円であります。

また、当連結会計年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社の連結子会社である株式会社C S – Rにおいて、株式会社プレディアの株式取得を目的として、金融機関から長期借入金318,000千円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社の連結子会社である株式会社CS-Rは、2025年4月1日に株式会社プレディアの全株式を取得し、同社を連結子会社（当社の孫会社）しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第11期 (2022年9月期)	第12期 (2023年9月期)	第13期 (2024年9月期)	第14期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	—	—	—	3,178,971
経常損失(△)(千円)	—	—	—	△72,473
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	—	—	—	△102,199
1株当たり 当期純損失(△)(円)	—	—	—	△15.39
総資産(千円)	—	—	—	3,275,352
純資産(千円)	—	—	—	2,216,999
1株当たり純資産(円)	—	—	—	332.76

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますため、第13期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第11期 (2022年9月期)	第12期 (2023年9月期)	第13期 (2024年9月期)	第14期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	2,182,083	2,428,016	2,725,676	2,893,155
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	243,296	224,104	△3,907	△772
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	148,516	147,901	△9,347	△28,866
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	24.17	22.50	△1.42	△4.34
総資産(千円)	2,631,321	2,775,129	2,896,045	3,006,043
純資産(千円)	2,152,235	2,302,114	2,298,233	2,291,718
1株当たり純資産(円)	327.44	349.95	348.28	343.98

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社C S – R	30,000千円	100%	飲食店運営等
株式会社プレディア	10,000千円	100%	飲食店運営等

(注) 当社の連結子会社である株式会社C S – Rは、2025年4月1日に株式会社プレディアの全株式を取得し、同社を連結子会社（当社の孫会社）としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「かかわる“C”(*4)に次のステージを提供し、笑顔になっていただく」をミッションに掲げ、「マーケティング、テクノロジー、コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネスの活性化を通じて、消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態」及び「公益資本主義(*5)の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態」の2つのビジョンの実現を目指しています。

当社グループの主要顧客が属するローカルビジネス業界においては、コロナ禍からの回復や訪日外国人客の増加などを背景に、消費動向は緩やかに改善傾向で推移しております。一方で、慢性的な人手不足や物価上昇によるコスト増などにより、依然として不透明な経営環境が続いているです。

こうした状況下において、インバウンド需要の取り込み強化や、収益改善に向けた業務効率化・デジタル活用の重要性は一層高まっておりますが、ローカルビジネス業界は中小企業が多く、資本力・人材・ノウハウの不足によりDX化が遅れているという課題を抱えております。

用語解説

(*4)かかわる“C”

CLIENT (クライアント)、COUNTRY・COMMUNITY (国・地域)、CONSUMER (消費者)、CHILDREN (子どもたち) を指す。

(*5)公益資本主義

世の中の不均衡を是正することを目的とし、会社経営で得た利益の一部を社会の課題解決へ再配分するという考え方。

当社グループにおきましては、上記の環境を認識したうえで、これらのビジョンを具現化するため、以下の課題に取り組む所存であります。

① 既存事業の収益の拡大

当社グループは、現事業の持続的な発展のためには、継続的なサービス改善、安定的なサービス提供、クライアント企業との信頼関係の強化が不可欠であると認識しております。

「C-mo Pro」については、コンサルタントの接遇面・技術面における教育体制の強化によるサービス品質の向上や、グルメ・ビューティー・トラベル以外の業界への積極的なサービス横展開を通じ、収益拡大を図ってまいります。

また、「C-mo」については、継続的な機能強化・改善・改良を実施するとともに、増加するクライアント企業への対応力を高めるため、カスタマーサクセス（「C-mo」サポート担当）の教育体制強化及び業務効率化の推進を通じて、より安定的で高品質なサービス提供体制の構築を進めてまいります。

② 新規事業及び新規サービスによる収益基盤の拡大

急速に変化する経営環境に対応し、競合他社に対して優位性を確立するためには、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が不可欠であると認識しております。

当社グループは、クライアント企業及び消費者の潜在需要を的確に捉え、新規事業及び新サービスの開発に積極的に取り組むことで、さらなる収益基盤の拡大を図ってまいります。

また、連結子会社である株式会社 C S – R を通じ、当社グループ自らが運営する飲食店事業にも注力しており、実際の店舗運営で得られた知見をマーケティング支援サービスへ還元することで、より実践的で付加価値の高い支援体制を構築するとともに、グループ全体の収益機会拡大を推進してまいります。

③ 知名度の向上

当社グループは、収益基盤強化の一環として、SaaS型統合マーケティングツール「C-mo」及びコンサルティング×アウトソーシングサービス「C-mo Pro」の知名度向上が必要であると認識しております。

知名度の向上は、新規顧客の獲得や優秀な人材の確保に寄与するものであり、当社グループは、イベント出展や自社ホームページをはじめとする各種メディアに加え、デジタル広告を活用した情報発信を強化することで、これまで当社サービスを認知していなかった層にも情報を届け、業界内での確固たる地位の確立を目指してまいります。

④ 人材の確保

当社グループが今後さらに事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠であると認識しております。

採用競争力の強化に向けて、魅力ある職場環境の構築を推進するとともに、従業員の能力及びモチベーション向上を目的に、教育研修制度の充実、福利厚生の強化、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑤ システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社グループが展開する事業においては、デジタルマーケティングに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が極めて重要であると認識しております。

市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持・整備を継続的に実施するとともに、クライアント数の増加や新規事業拡大に伴うアクセス増に備え、サーバー設備の増強や負荷分散などの対策を講じ、システムの安定運用に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループがさらなる事業拡大と持続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制の構築による業務の標準化・効率化が不可欠であると認識しております。

健全な企業経営に欠かせないコンプライアンス意識の醸成に向け、制度の従業員への浸透・定着を図る取組を継続するとともに、内部統制環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることで、企業価値の最大化に努めてまいります。

⑦ グローバル展開への対応

当社グループは、今後の収益拡大を図るうえで、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠であると認識しております。

マーケティング領域においては、諸外国の市場環境や消費行動の調査を通じ、現地の特性に即したマーケティング手法の確立に努めてまいります。

また、連結子会社である株式会社CS-Rを通じ、当社グループ自らが運営する飲食店の海外出店を進めることで、日本の食文化の発信及び海外市場における事業基盤の拡大を目指してまいります。

これにより、当社グループ全体としての実践的知見の深化と、グローバル規模での事業成長の実現を図ってまいります。

⑧ 財務上の課題

財務基盤の安定性を維持しつつ、事業上の課題解決や新たな価値創出のための資金を確保することが重要であると認識しております。

内部留保の充実と株主還元の適切なバランスを図りながら、機動的かつ柔軟な資金調達を実現し、持続的な成長に資する財務体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

当社グループは、ローカルビジネスを世界に誇れる産業にすべく、以下の事業を展開しております。

事業区分	事業内容
ローカルビジネスDX	SaaS型マーケティングツール「C-mo（シーモ）」、コンサルティングとBPOを組み合わせた「C-mo Pro（シーモプロ）」、広告運用、SNS支援など、クライアント企業のマーケティング領域におけるDX推進及び業績向上に資するサービスを展開。
リアル店舗	ローカルビジネスDX事業で培ったマーケティングや多店舗展開のノウハウを活かし、当社グループ自らがローカルビジネス（飲食店）を運営。
その他	インバウンド客向け飲食店・食体験予約サービス「JAPAN FOOD GUIDE」を運営するメディア事業や、飲食店向けサブリース事業など。

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「ローカルビジネスDX」、「リアル店舗」、「その他」の3区分に変更しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年9月30日現在)

本社	東京都港区
大阪支社	大阪府大阪市中央区

(7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ローカルビジネスDX	129名	—
リアル店舗	5名	—
その他	12名	—
全社 (共通)	27名	—
合計	173名	—

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は含まれておりません。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
166名	8名減	32.6歳	4.1年

- (注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	286,200千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社である株式会社CS-Rは、2025年4月1日付で株式会社プレディアの株式の全株式を取得し、同社を連結子会社（当社の孫会社）といたしました。これに伴い、2024年8月に設立した株式会社CS-Rの重要性が増したため、当連結会計年度より、同社及びその子会社である株式会社プレディアを連結の範囲に含め、連結決算に移行しております。

2. 株式の状況（2025年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,662,300株

- (注) 1. 業績条件型譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数は63,500株
增加しております。
2. 発行済株式の総数には、自己株式41株が含まれております。

(3) 株主数 2,012名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ス マ イ ル プ ラ ス	3,000,000株	45.03%
帽 原 健	1,353,000株	20.31%
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	445,200株	6.68%
株 式 会 社 S B I 証 券	166,633株	2.50%
UH Partners 2投資事業有限責任組合	108,000株	1.62%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	107,100株	1.61%
株 式 会 社 E P A R K	104,200株	1.56%
光 通 信 株 式 会 社	66,600株	1.00%
株 式 会 社 S P E — S P 紙 化	63,000株	0.95%
C S — C 従 業 員 持 株 会	50,500株	0.76%

(注) 持株比率は自己株式（41株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役に交付した株式の区別別合計

区分	株式数	交付対象者
取締役（監査等委員・社外役員を除く）	42,500株	5名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員の状況 (5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	帽 原 健	株式会社スマイルプラス 代表取締役
取締役	庄 子 素 史	事業開発本部長 兼 メディア事業部長
取締役	宇田川 政 幸	テクノロジー本部長
取締役	向 田 光 裕	経営戦略本部長
取締役	森 田 大 輔	第二事業本部長 兼 事業推進本部長
取締役	戸 所 岳 大	第一事業本部長 兼 事業推進本部長
取締役	福田 貴 史	グランディール株式会社 代表取締役 株式会社ビジュアライズ 社外監査役 株式会社GIG 社外取締役 株式会社グローバー 社外取締役 株式会社アイデンティティー 取締役 株式会社Brave group 社外監査役
取締役 常勤監査等委員	林 宏 一	—
取締役 監査等委員	中山 茂	TMI総合法律事務所 弁護士 Atlas Technologies株式会社 社外監査役
取締役 監査等委員	山 口 満	株式会社山口 取締役 CPAパートナーズ株式会社 代表取締役 山口公認会計士事務所 所長 株式会社CureApp 社外監査役 TAXパートナーズ税理士法人 代表社員 株式会社Matchbox Technologies 社外監査役 株式会社ONODERA GT Pharma 社外監査役 エクスコムグローバル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当社は、2024年12月20日開催の第13期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。これに伴い、監査役金田一喜代美氏、監査役中山茂氏、及び山口満氏は任期満了により退任し、このうち中山茂氏及び山口満氏は監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役福田貴史氏、取締役（監査等委員）中山茂氏、及び取締役（監査等委員）山口満氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）山口満氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役（監査等委員）中山茂氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、林宏一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役福田貴史氏、取締役（監査等委員）中山茂氏、及び取締役（監査等委員）山口満氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2025年10月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
 - ・庄子素史氏は、事業開発本部長 兼 メディア事業部長からローカルビジネス事業本部長 兼 メディア事業部長に就任いたしました。
 - ・森田大輔氏は、第二事業本部長 兼 事業推進本部長からトラベル事業本部長 兼 AI戦略本部長に就任いたしました。
 - ・戸所岳大氏は、第一事業本部長 兼 事業推進本部長から株式会社C S – R 代表取締役社長に就任し、リアル店舗事業、サブリース事業を担当しております。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年9月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	河 野 圭 介	第二事業本部共同営業部長
執行役員	石 黒 博 和	第二事業本部共同営業部長
執行役員	金 城 一 樹	管理本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該限定責任が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であります。当該保険契約の保険料は全て当社が負担しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社に移行する前の当社取締役の報酬等の上限額は、2019年9月25日開催の臨時株主総会決議により年額200,000千円（当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名）、監査役の報酬額の上限は、年額50,000千円（当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名）しております。また、上記報酬のほか、2023年12月22日開催の第12期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権に係る報酬枠（年額）を90,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員会設置会社に移行後は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2024年12月20日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額30,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名（うち社外取締役1名）であります。

また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において業績条件型譲渡制限付株式報酬の額として年額500,000千円以内、株式数の上限を年65,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2024年12月20日開催の第13期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本②において同じ。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。

当社は、2025年3月17日開催の取締役会の決議により任意の指名・報酬委員会を設置しましたが、指名・報酬委員会の設置前は、取締役の報酬等につきましては、取締役会の決議により、代表取締役社長樋原健に一任しておりました。代表取締役社長に一任していた理由は、当社の企業規模、業績等を勘案し、代表取締役社長に一任することが適切であり、また、専権事項であるとの認識によるものであります。

代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、個人別の支給額を決定しております。社外取締役については、当社の期待する役割・職務、当該社外取締役の有する専門性や知見を踏まえて決定しました。

任意の指名・報酬諮問委員会を設置した後は、取締役会の決議による一任を受けた指名・報酬委員会において、各取締役の業務内容、責任範囲及び第三者機関による調査結果等を考慮し、適正な報酬額を審議した上で、取締役の個人別の報酬額を最終決定することとしております。

なお、取締役の金銭報酬は現金による固定報酬として支給しており、業績連動報酬は採用しておりません。

また、取締役の業績条件型譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）は、当社の取締役が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役への割当株式数は、取締役会において決定するものとしております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

任意の指名・報酬委員会の設置前は、取締役会は、代表取締役社長である梶原健に対し、各取締役の担当部門の役割、業績等を踏まえた賞与の評価配分基本報酬額の決定を委任しておりました。委任した理由は、当社の企業規模、業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

任意の指名・報酬委員会の設置後は、取締役会の決議による一任を受けた指名・報酬委員会が個々の取締役の役員報酬及び役員賞与の額を決定しております。これは、報酬決定プロセスの透明性を確保しつつ取締役の職責や業績を適切に反映した報酬を決定するには、各取締役の評価を行うための最も多くの情報を把握している代表取締役及び独立性が高い社外取締役らで構成する指名・報酬委員会が適していると判断したためであります。なお、指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

委員長 福田 貴史（社外取締役）

委 員 梶原 健（代表取締役社長）

委 員 林 宏一（取締役 常勤監査等委員）

委 員 中山 茂（社外取締役 監査等委員）

委 員 山口 満（社外取締役 監査等委員）

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等 の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	122,823 (3,000)	115,679 (3,000)	—	7,144 (—)	8 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	15,512 (4,500)	15,512 (4,500)	—	—	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	—		3 (3)
合 計 (うち社外役員)	141,335 (10,500)	134,191 (10,500)	—	7,144 (—)	14 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。
 3. 上表の取締役(監査等委員を除く)には、2024年12月20日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。当該取締役1名につきましては、同株主総会の終結の時をもって取締役を退任した後、取締役(監査等委員)に就任したため、報酬等の総額と員数につきましては、取締役在任期間分は取締役(監査等委員を除く)に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。
 4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式の付与のために支給した金銭報酬債権の総額に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役福田貴史氏は、グランディール株式会社の代表取締役、株式会社ビジュアライズの社外監査役、株式会社GIGの社外取締役、株式会社グローバーの社外取締役、株式会社アイデンティティーの取締役、株式会社Brave groupの社外監査役でありますが、当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役(監査等委員)中山茂氏は、TMI総合法律事務所の弁護士及びAtlas Technologies株式会社の社外監査役であります。当社は、TMI総合法律事務所に顧問弁護士業務を依頼しております。Atlas Technologies株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役(監査等委員)山口満氏は、株式会社山口の取締役、CPAパートナーズ株式会社の代表取締役、山口公認会計士事務所の所長、株式会社CureAppの社外監査役、TAXパートナーズ税理士法人の代表社員、株式会社 Matchbox Technologiesの社外監査役、株式会社ONODERA GT Pharmaの社外監査役、エクスコムグローバル株式会社の社外監査役であります、当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
社外取締役 福田 貴史		<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。様々な企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役(監査等委員) 中山 茂		<p>当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会4回、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役(監査等委員) 山口 満		<p>当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会4回、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(注) 当社は、2024年12月20日開催の第13期定時株主総会の決議に基づき、同日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上表の監査役会の出席回数は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員会への出席回数は当該移行後の期間に係るものであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止

3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことによる契約の新規の締結を除く。）

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止

3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社の取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型ごとに保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループの経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（知的財産権、情報、訴訟事件等）について、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社がグループ全体のリスク管理を統括し、各子会社のリスク管理体制の整備状況を把握・支援する体制を構築する。
- b. 「リスク・コンプライアンス規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現を図り、かつ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- b. 当社の取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限を適切に配分するとともに、子会社の重要な業務執行に関する事項については、当社取締役会等において報告・承認を行う体制を整備する。
- c. 当社及びグループ各社の重要な業務執行に関する事項について取締役間及び部門長会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- a. 当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款等に適合することを確保するため、当社が中心となって「リスク・コンプライアンス規程」等のグループ共通ルールを整備し、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
 - b. 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
 - c. 「リスク・コンプライアンス規程」に当社グループのリスク管理に関する規定を定め、リスク管理に対する役職員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
 - d. リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し並びに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動等を通じて、グループ全体のコンプライアンス活動を推進する。
 - e. 財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行う。
 - f. 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。
- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用者の設置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとする。

- ⑥ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。
 - 会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
 - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反
 - その他コンプライアンス上重要な事項
 - 当社は、当該報告を監査等委員へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - 監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。
 - 監査等委員及び監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
 - 監査等委員が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査等委員に適宜報告する。
- ⑦ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査等委員がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑧ その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査等委員の業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査等委員が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査等委員に協力する。
 - 監査等委員は必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。
 - 監査等委員会は監査内容について情報交換を行うため、内部監査人及び会計監査人と連携を図る。

⑨ 当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の業務運営が法令等に適合し、適正に行われることを確保するため、次の体制を整備する。

- a. 子会社の経営方針、重要事項等については、当社の定める基準に基づき、当社への事前報告・承認を求める。
- b. 子会社から定期的に業務報告を受ける体制を整備する。
- c. 当社内部監査部門が必要に応じて子会社の監査を行うなど、グループ全体の内部統制の維持・向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループのリスク管理の方針を「リスク・コンプライアンス規程」に定め、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査部門による内部監査規程に基づく監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと認識しております。

一方で、現行事業及び新規事業の展開に向けた投資を通じて、収益基盤の安定化と経営基盤の強化を図ることが、中長期的に株主の皆様のご期待にお応えするものと考えております。

このため、当期の剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,290,175	流動負債	832,000
現金及び預金	1,860,214	買掛金	129,350
売掛金	354,100	未払金	329,636
原材料	2,452	1年内返済予定の長期借入金	63,600
前払費用	78,948	未払法人税等	48,229
その他の	17,934	未払消費税等	59,776
貸倒引当金	△23,474	契約負債	133,241
固定資産	985,176	預り金	60,903
有形固定資産	117,173	その他の	7,262
建物	100,555	固定負債	226,351
機械及び装置	1,481	長期借入金	222,600
工具、器具及び備品	15,136	資産除去債務	3,751
無形固定資産	551,672	負債合計	1,058,352
のれん	187,246	純資産の部	
ソフトウエア	350,170	株主資本	2,216,999
ソフトウエア仮勘定	14,254	資本金	773,092
投資その他資産	316,330	資本剰余金	773,148
投資有価証券	30,000	利益剰余金	670,777
従業員に対する長期貸付金	1,193	自己株式	△18
敷金及び保証金	161,390	純資産合計	2,216,999
繰延税金資産	45,005		
その他の	78,741	負債・純資産合計	3,275,352
資産合計	3,275,352		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,178,971
売 上 原 価	1,388,865
売 上 総 利 益	1,790,106
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,866,281
営 業 損 失 (△)	$\triangle 76,175$
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,665
違 約 金 収 入	2,175
販 売 協 賛 金	111
法 人 税 等 還 付 加 算 金	140
そ の 他	228
	5,319
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,578
そ の 他	38
	1,617
経 常 損 失 (△)	$\triangle 72,473$
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	$\triangle 72,473$
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	38,989
法 人 税 等 調 整 額	$\triangle 9,263$
当 期 純 損 失 (△)	$\triangle 102,199$
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	$\triangle 102,199$

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,101,241	流動負債	714,324
現金及び預金	1,692,752	買掛金	113,753
売掛金	342,998	未払金	303,236
前払費用	68,149	未払法人税等	47,907
その他の	20,815	未払消費税等	59,453
貸倒引当金	△23,474	契約負債	129,930
固定資産	904,801	預り金	50,909
有形固定資産	56,171	その他の	9,134
建物	50,930	固定負債	—
工具、器具及び備品	5,241	負債合計	714,324
無形固定資産	364,425	純資産の部	
ソフトウエア	350,170	株主資本	2,291,718
ソフトウエア仮勘定	14,254	資本金	773,092
投資その他の資産	484,204	資本剰余金	773,148
敷金及び保証金	90,589	資本準備金	723,148
長期貸付金	1,193	その他資本剰余金	50,000
関係会社長期貸付金	200,000	利益剰余金	745,496
繰延税金資産	30,020	その他利益剰余金	745,496
投資有価証券	30,000	繰越利益剰余金	745,496
関係会社株式	60,000	自己株式	△18
その他の	72,401	純資産合計	2,291,718
資産合計	3,006,043	負債・純資産合計	3,006,043

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,893,155
売 上 原 価	1,272,290
売 上 総 利 益	1,620,864
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,627,369
営 業 損 失 (△)	△6,504
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,619
販 売 協 賛 金	111
法 人 税 等 還 付 加 算 金	133
違 約 金 収 入	2,175
そ の 他	186
	6,225
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	492
そ の 他	0
	492
経 常 損 失 (△)	△772
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△772
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	38,673
法 人 税 等 調 整 額	△10,579
当 期 純 損 失 (△)	28,093
	△28,866

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社C S – C

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 知弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C S – Cの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C S – C及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社C S – C

監査等委員会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石上 卓哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 知弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C S – Cの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C S – C及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社C S - C

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石上 卓哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田村 知弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C S - Cの2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社C S – C
監査等委員会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	石上 卓哉
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田村 知弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C S – Cの2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

株式会社 C S – C 監査等委員会

常勤監査等委員 林 宏一 

社外監査等委員 中 山 茂 

社外監査等委員 山 口 満 

(注) 監査等委員中山茂及び監査等委員山口満は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたか、意見はございませんでした。

取締役の候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2025年9月30日時点)
1	すがのはら 相原 健 (1976年11月4日)	2001年4月 スターフューチャーズ証券株式会社入社 2002年12月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2006年6月 株式会社VLe (現 株式会社VLeライナック) 出向 2011年10月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2014年4月 株式会社CPR設立 2018年8月 株式会社スマイルプラス設立 代表取締役（現任）	4,353,000株

【取締役候補者とした理由】

相原健氏は、創業者で代表取締役社長として、経営全般統括の任務を通じ、ローカルビジネスへの活性化に対する豊富な知見を有しております。また、当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行力を有しており、会社の継続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2025年9月30日時点)
2	しょうじ もとふみ 庄子 素史 (1974年8月4日)	<p>1998年4月 株式会社オリエンタルランド入社</p> <p>2005年10月 株式会社船井総合研究所入社</p> <p>2006年9月 ソーシャルワイヤー株式会社入社 取締役</p> <p>2019年5月 同社取締役副社長</p> <p>2022年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2023年9月 当社入社</p> <p>2023年10月 当社執行役員</p> <p>2024年12月 当社取締役（現任） (担当)</p> <p>ローカルビジネス事業本部／メディア事業部</p>	11,500株
【取締役候補者とした理由】			
庄子素史氏は、上場企業の創業から海外進出までのグロースを牽引する過程で、海外での経営経験や事業買収、買収後のPMIなどに関する豊富な経験と知見を有しており、ローカルビジネス事業本部 兼 メディア事業部を統括しております。上場企業の取締役を8年務めて培われた経営判断力と経営執行力に基づき、当社の第2、第3の中核となる新規事業の創出を推進するとともに、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、及びガバナンスの強化への貢献が期待できると判断しております。			
3	うだがわ まさゆき 宇田川 政幸 (1976年10月12日)	<p>1999年4月 バーガーミング・ジャパン株式会社入社</p> <p>2001年2月 株式会社ベンチャー・リンク入社</p> <p>2007年10月 株式会社ネットプライスドットコム (現 BEENOS株式会社) 入社</p> <p>2010年12月 每客迎（上海）貿易有限公司創業</p> <p>2011年7月 每客迎（上海）貿易有限公司設立</p> <p>2013年12月 当社入社</p> <p>2015年10月 当社取締役（現任） (担当)</p> <p>テクノロジー本部</p>	30,500株
【取締役候補者とした理由】			
宇田川政幸氏は、ローカルビジネスが必要とするWebマーケティングに対する豊富な経験と知見を有しており、当社の主力サービスである「C-mo」の開発を手掛けるテクノロジー本部を統括しております。豊富な開発経験と実績に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2025年9月30日時点)
4	むこうだ みつひろ 向田 光裕 (1988年3月1日)	<p>2012年2月 有限責任監査法人トーマツ入所</p> <p>2014年5月 シティグループ証券株式会社入社</p> <p>2020年9月 株式会社MATCHA入社</p> <p>2021年6月 エクストリーム-D株式会社入社 執行役員</p> <p>2022年5月 株式会社fundbook入社 執行役員</p> <p>2022年8月 同社取締役</p> <p>2023年5月 当社入社</p> <p>2023年6月 当社執行役員</p> <p>2023年12月 当社取締役（現任） (担当) 経営戦略本部</p>	13,700株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>向田光裕氏は、監査法人での監査業務及び外資系証券会社にてM&A、ファイナンス及びIR案件に従事した後、多数の事業会社においてCFO（最高財務責任者）を歴任した経験から、経営戦略本部を統括しております。経営全般に関する豊富な経験と知見に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。</p>	
5	もりた だいすけ 森田 大輔 (1984年8月18日)	<p>2005年4月 和泉自動車販売株式会社入社</p> <p>2007年4月 株式会社光通信入社</p> <p>2009年6月 SBMグルメソリューションズ株式会社 (現 株式会社EPARK) 出向</p> <p>2011年3月 e-まちタウン株式会社転籍</p> <p>2013年1月 当社入社</p> <p>2013年7月 当社取締役（現任） (担当) トラベル事業本部／AI戦略本部</p>	28,900株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森田大輔氏は、ローカルビジネスが必要とするWebマーケティングに対する豊富な経験と知見を有しており、トラベル事業本部 兼 AI戦略本部を統括しております。豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2025年9月30日時点)
6	戸所 岳大 (1983年3月22日)	<p>2005年4月 店舗流通ネット株式会社入社</p> <p>2014年3月 同社執行役員</p> <p>2017年3月 同社常務執行役員</p> <p>2020年11月 同社代表取締役社長</p> <p>2020年11月 TRN Capital Management株式会社取締役</p> <p>2021年3月 株式会社アニー取締役</p> <p>2022年4月 TRNシティパートナーズ株式会社取締役</p> <p>2024年5月 当社入社</p> <p>2024年6月 当社執行役員</p> <p>2024年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2025年4月 株式会社CS-R 代表取締役社長（現任） (担当) リアル店舗事業／サブリース事業</p>	8,500株

【取締役候補者とした理由】

戸所岳大氏は、経営者及び取締役として店舗ビジネスに関する深い知見と豊富な経験を有しており、当社の子会社である株式会社CS-Rの代表取締役として、リアル店舗事業・サブリース事業を統括しております。豊富な実務経験に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、当社の一口カルビビジネス事業の強化と新たな収益源の開拓を推進するとともに、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2025年9月30日時点)
7	ふくだたかし (1972年9月24日)	1996年4月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）入社 2000年9月 日本キャップジェミニ・アーンストアンドヤング株式会社（現 株式会社クニ工）入社 2002年6月 トランスクスモス株式会社入社 2004年1月 グローバルナレッジネットワーク株式会社（現 トレノケート株式会社）入社 2005年7月 KLab株式会社入社 2007年4月 ディップ株式会社入社 2010年4月 KLab株式会社復職 2013年9月 株式会社アドベンチャー取締役 2016年1月 C Channel株式会社取締役CFO 2016年11月 グランディール株式会社設立 代表取締役（現任） 2018年12月 アップセルテクノロジーズ株式会社 取締役 2019年8月 株式会社あどばる取締役 2019年12月 当社社外取締役（現任） 2020年4月 株式会社WELCON監査役 2020年10月 株式会社ビジュアライズ社外監査役（現任） 2023年2月 株式会社GIG社外取締役（現任） 2023年3月 株式会社グローバー社外取締役（現任） 2023年11月 株式会社Gugenka取締役 2025年3月 株式会社アイデンティティー取締役（現任） 2025年9月 株式会社Brave group 社外監査役（現任）	8,600株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

福田貴史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者及び取締役としての知識・経験を有しているほか、財務・経営戦略全般に関するアドバイザリー業務等の経験が豊富であることから、当該知見を活かして取締役の執務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田貴史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福田貴史氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会の終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、福田貴史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、福田貴史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 梶原健氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社スマイルプラスが保有する株式数も含めて記載しております。

以上

メモ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区三田三丁目5番19号

住友不動産東京三田ガーデンタワー 3階

ベルサール三田ガーデン ROOM 2

TEL 050-3112-0929



<交通>

JR 田町駅 (山手線、京浜東北線)
地下鉄 三田駅 (浅草線、三田線)

三田口 (西口) 徒歩 5 分
A3 出口 徒歩 4 分